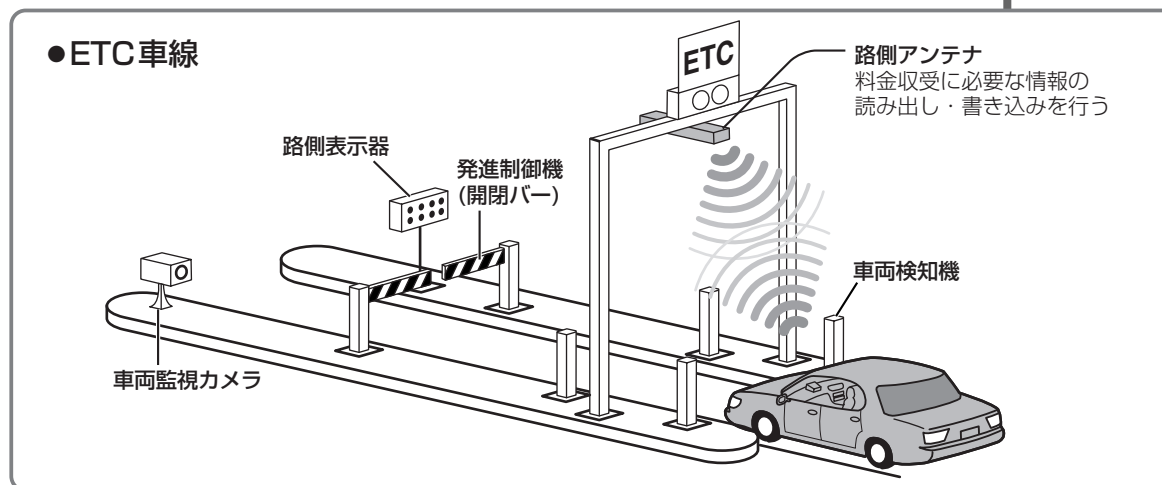
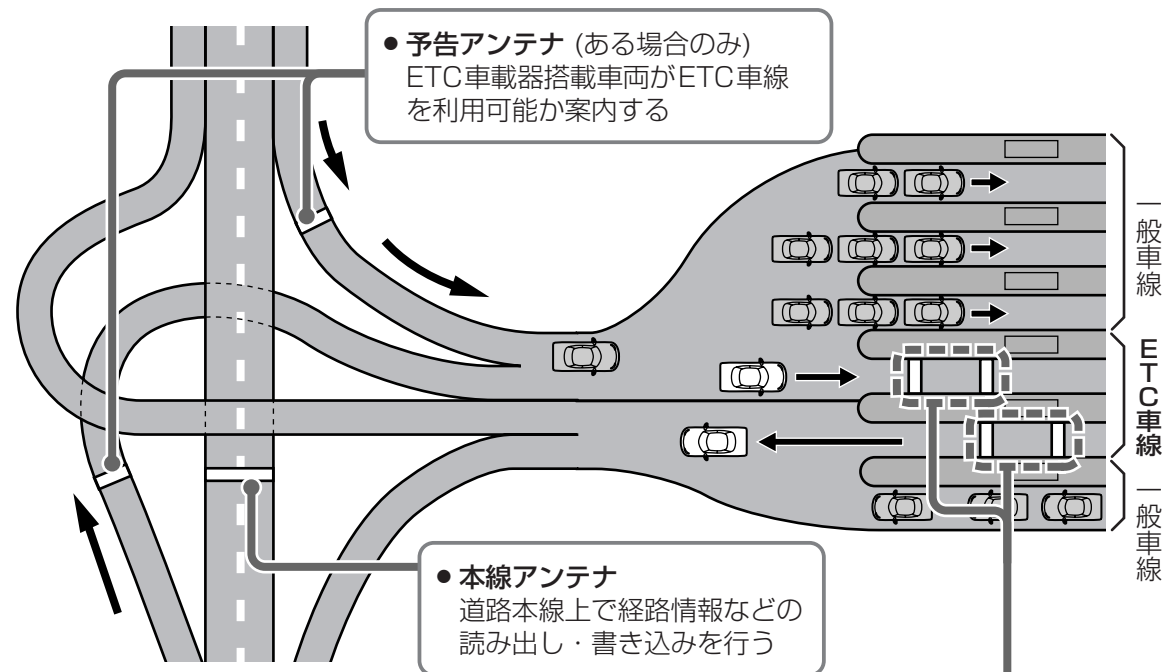


はじめに

ETCの概要

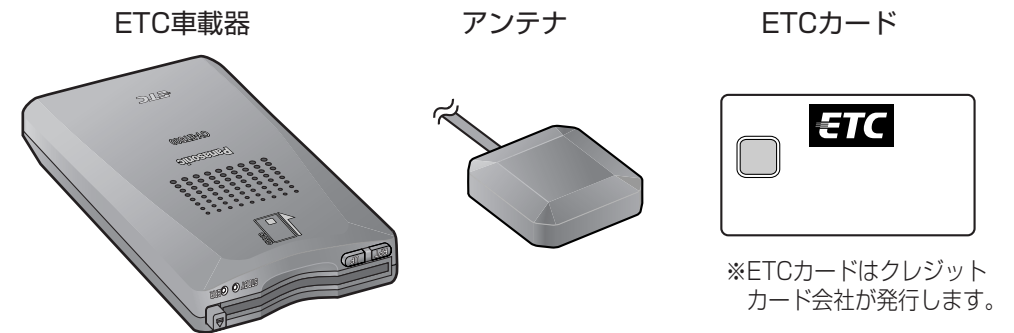
ETC (Electronic Toll Collection) システムとは、無線通信技術などを用いて自動的に有料道路などの料金を支払うシステムです。

ETCシステムは、車両に装着したETC車載器に契約情報などを記録したETCカードを挿入して使います。有料道路の料金所に設置した路側アンテナとETC車載器との間の無線通信により、通行料金などの情報を有料道路のコンピューターシステムとETCカードの双方に記録します。これにより料金支払いのために停車することなく通行することができます。



ETCは、財団法人道路システム高度化推進機構の登録商標です。

システム構成



警告

料金所を通行するときには…

- 路側表示器を確認後、開閉バーが開いた状態であることを確認し、安全な（いつでも停車できる）速度で通行してください。ETC車線進入時で、20 km/hが目安です。
- 下記の理由等により、開閉バーが開かない場合、または前車が急停止する場合があります。前車との車間距離を十分確保し、安全な（いつでも停車できる）速度で通行してください。
 - ・ ETC車であってもシステムを利用できないとき
 - ・ ETC車以外の車がETC専用車線に進入したとき
 - ・ ETCカードがETC車載器へ正しく挿入されていないとき
 - ・ アンテナを金属などでさえぎって、正常に通信ができなかったとき
 - ・ 前車に異常に接近して通行しようとしたときなど、正常に通信ができなかったとき
- ETC/一般の表示のある車線では、前車がETCシステムを利用しない場合、前車は一旦停車します。追突などの事故をおこさないよう、前車との車間距離を十分確保し、安全な（いつでも停車できる）速度で通行してください。
- ETCは無線通信により作動するシステムのため、通信状態によってはシステムが正常でも開閉バーが開かない場合があります。

注意

ETC車載器を利用するには…

ETC車載器を取り付ける車両の車両情報をETC車載器にセットアップする「セットアップ作業」が必要です。詳しくは、お買い上げの販売店、またはセットアップ登録店に相談してください。また、以下のような場合には、再度セットアップする必要があります。（セットアップは、セットアップ登録店以外ではできません。）

- 本機を取り付けた車両の自動車登録番号または車両番号が変更になった場合
- 本機を取り付けた車両がけん引できる構造に改造された場合
- 本機を他の車両に付け換えた場合